

令和5年度医療技術職員養成修学資金貸付制度をご利用予定の皆様へ

医療技術職員養成修学資金貸付制度について

中標津町では、医療技術員を目指している方で、資格取得後、当病院で勤務しようとする方を対象に、町内はもとより町外（根室・釧路・遠くは帯広）の方に修学資金の貸付を行っています。

なお、本年度は

・看護師（保健師助産師看護師法により設置された学校又は養成所に資格取得のため入学の許可を得た者）を募集します。

修学資金制度とは

医療技術の資格取得をめざす方のために、町がその資格取得に必要な資金の一部をお貸しする制度で、貸付金は、月額10万円以内です。

返還債務の免除

資格取得後、4年（貸付期間が4年を超える場合には、貸付期間）以上当病院に勤務したときは、修学資金の返還を免除されます。

連帯保証人

連帯保証人となれる人は、道内にお住まいの前年所得350万円以上の独立の生計を営む成人です。ただし、修学資金の申請者が未成年の場合は、連帯保証人2人のうち1人は申請者の法定代理人になっていただきます（詳しくは、お問い合わせください。）。

返還しなければならない主な理由

- 1 学校を退学したとき、貸付を受けることを辞退したとき、傷病・その他の理由により修学が困難であると認められるとき等、貸付の決定を取り消されたとき。
- 2 免許取得後、当病院に勤務しなかったとき。
- 3 当病院に勤務後、4年（貸付期間が4年を超える場合には、貸付期間）に達しないうちに退職したとき。
- 4 その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

違約金

修学資金を返還することになった場合は、貸付を受けた各月の翌月の初日から貸付金を返還する日までの貸付残高に対して、条例・規則の定めるところにより違約金を納付しなければなりません。

募集日程（予定）

募集締切 令和5年3月3日 申請書等必要書類の提出

面接 令和5年3月中旬（面接日については、追って連絡します。保護者同伴）

決定通知 面接後10日以内

連絡先

町立中標津病院 管理課総務係 電話 0153-72-8200（内線 1121）